

農業委員会第27回総会議事録

1. 日 時 令和7年9月12日（金）午前10時00分～午前11時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（17人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳	7 番	山中 進
8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之	10 番	舘 宣一
13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子	15 番	豊田 栄美子
16 番	大野 久美子	17 番	小林 登志樹	19 番	鈴木 啓之

4. 欠席委員（2人）

4 番	渥美 利男	12 番	平子 伸
-----	-------	------	------

5. 事務局

農業委員会事務局	中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森
農林水産課	野田農政GL、田中

6. 議事

第1 第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
第6号議案	農用地利用集積等促進計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 時効取得による移転について

報告事項第 10 号 取消願の承認について

報告事項第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第 2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 27 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしく願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 27 回総会は、委員の過半数が出

席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 5 番打田光橋委員、議席番号第 6 番浦川広巳委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権についてでございます。議案書 2 ページ、13 の 86 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 2 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況 2 ページ目をご覧ください。

13 の 86 番は若松地区、申請地は若松北三丁目地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,284 ㎡です。取得後は、水稻及び麦を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 1 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員 着席)

引き続き、残りの第 1 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

議案書 1 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況 1 ページ目をご覧ください。

まず、1 の 90 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 276.73 ㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の91番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は284㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の95番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は376㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、3の82番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,198㎡です。取得後は水稻及び花木を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、6の89番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は363㎡です。取得後は豆類、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、6の97番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は495㎡です。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、7の88番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、登記地目・現況地目とも畑が1筆、合計面積は211㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の96番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,613㎡です。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10の87番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,295㎡です。取得後は、水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、15の92番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は135㎡です。取得後は、水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、17の94番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は195㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、20の93番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,737㎡です。取得後は、茶を栽培するとの申請です。

続きまして、21の68番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は2,285㎡です。取得後は、野菜及び果樹を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は13件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

借受人の住所が県外の方が見えます。通作距離が徒歩1分となっていますので、住所を変えるのですか。

事務局

引っ越す予定です。今後につきましては、議案に記入するか、説明を行うことで対応させていただきます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書3ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

5の11番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,277㎡です。取得後は、水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

15の10番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は317㎡です。取得後は果樹及び野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は2件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書4ページ、及び位置図の5ページ目をご覧ください。

まず、3の9番ですが、加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目は畑、現況地目は畑及び宅地、合計面積は1,025 m²です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請人は、営農拡大のために、大型農機具を購入したとき、航空写真では平成12年以前に、居宅前に建築した旨の始末書が提出されております。

続きまして、23の10番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は193.81 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地の一部、駐車場・庭とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請人は、令和7年1月に、一部を造成して住宅の駐車場として利用していた旨の始末書が提出されております。

以上、申請件数は2件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書5ページ、及び位置図の続き7ページ目をご覧ください。

まず、1の78番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は944 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の82番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,251 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、425.62 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の79番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,408 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5 の 80 番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,659 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、5 の 81 番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,824 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、9 の 70 番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 665 m²です。申請内容は、当該地を蓄電池施設用地とするものです。申請者は、太陽光発電業を営んでおり、住宅より離れており蓄電池を運搬できる接道があることから、蓄電池施設用地として使用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、9 の 72 番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 738 m²です。申請内容は、当該地を蓄電池施設用地・駐車場用地とするものです。申請者は、太陽光発電業を営んでおり、住宅より離れており蓄電池を運搬できる接道があることから、蓄電池施設用地として使用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 74 番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は 988 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、419.18 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 75 番は栄地区、申請地は磯山二丁目地内、登記地目・現況地目とも田が 1 筆、登記地目・現況地目とも畑が 2 筆、合計面積は 907 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、407.03 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 76 番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 1,280 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 84 番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 990 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、17 の 83 番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 859 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、383 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 73 番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,613 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、460.3 m²です。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 71 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目

とも田、面積は 770 m²です。申請内容は、当該地を蓄電池施設用地とするものです。申請者は、太陽光発電業を営んでおり、申請地は住宅より離れており蓄電池を運搬できる接道があることから、蓄電池施設用地として使用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 77 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,435 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、438 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 15 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

山中委員

蓄電池を設置する案件がありますが、蓄電池の蓄電能力を教えてください。

事務局

こちらに提出していただいている資料によりますと、1 件当たり 2,000 kW、2 メガとなっております。

森田委員

農地転用としては、蓄電池を運搬できる接道があることを満たしていれば良く、蓄電池冷却のための騒音は環境部局での対応となるのですか。

事務局

騒音につきましては、環境部局での対応となります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 4 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書 8 ページ、及び位置図の続き 22 ページ目をご覧ください。

1 の 20 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 301 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 1 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の

全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画案の12ページ41番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書12ページをお開きください。41番は、鈴峰地区で使用貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、残りの第6号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開きください。1ページと2ページは加佐登地区です。1番から14番は、使用貸借または1筆当たり3,000円から5,000円と10a当たり10,000円から20,000円の賃貸借です。

3ページは飯野地区です。15番は、使用貸借です。

4 ページは河曲地区です。16 番は、米 30kg 相当現金の金納での貸貸借です。

5 ページは玉垣地区です。17 番と 18 番は、10a 当たり 25kg から 35kg の貸貸借です。

6 ページと 7 ページは若松地区です。19 番から 27 番は、使用貸借または 10a 当たり 10kg から 50kg と 1 筆当たり 59kg の貸貸借です。

8 ページは天名地区です。28 番は、10a 当たり 9,000 円の貸貸借です。

9 ページは合川地区です。29 番は、使用貸借です。

10 ページは井田川地区です。30 番と 31 番は、10a 当たり 10kg から 30kg の貸貸借です。

11 ページは久間田地区です。32 番から 35 番は、使用貸借です。

12 ページは鈴峰地区です。36 番と 38 番から 40 番は、10a 当たり 10,000 円から 15,000 円の貸貸借です。37 番は欠番です。41 番は、冒頭でご説明いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

間崎委員

米の値段が、倍以上に上がっています。貸貸借の場合はどうしたら良いのですか。

事務局

金納で契約している場合は、契約どおりの金額となります。

鈴木啓之委員

契約を毎年変更することはできないので、物納とします。物納ができなければ、その対価のお金を払うことになります。

事務局

今月の議案に 1 件ありますが、米 30kg 相当の現金での契約をしています。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 11 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 11 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

最初に資料確認をさせていただきます。お手元に、変更予定地一覧表及び位置図、そして、資料 1-1 農業振興地域・農用地区域概念図、資料 1-2 農振除外の 6 要件について、資料 1-3 農用地区域として定める土地についてをお配りしておりますのでご確認ください。

それでは、説明をさせていただきます。鈴鹿市農業振興地域整備計画の変更についてでございます。本市では、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、鈴鹿市農業振興地域整備計画を策定しており、当該計画の中で将来にわたって農用地等として利用すべき土地として積極的に保護する区域を農用地区域として指定しております。農振法第 13 条第 1 項の規定により、市町村は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならないこととなっており、また、農振法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うに当たっては農業委員会の意見を聴くこととなっております。

別添変更予定地一覧をご覧ください。土地所有者等からの申出により、今回は 20 件の変更を予定しております。番号 1 番から 19 番までは、農用地区域からの除外でございます。除外の目的の種類に関しましては、分家住宅・農家住宅・住宅への進入路・駐車場になります。また、17 番、18 番、19 番に関しましては、要件落ち・非農地判断での除外になります。

17 番の要件落ちについて説明をします。要件落ちとは、この農用地規制区域ができたときより前から現在に至るまで一度も地目が農地になったことがないものに関して除外を行うことを言います。今回の件は、昭和 47 年から地目が山林で、一度も農地として利用されたことがないことから、除外の申し出がございました。

次に 18 番、19 番の非農地判断について説明をします。非農地判断とは、以前は農地であった土地のうち、現在の土地の状況が自然荒廃によって農地とは認められない状態にある土地について、農地法の適用を受けない土地である旨を判断するものです。非農地判断された農地に関しましては、農業振興地域の整備に関する法律第 3 条第 1 号に規定する農用地区域外の土地、いわゆる農振青地以外であることと判断されるため、除外を行います。

次に、除外の要件について説明を行いますので、除外要件につきましては、資料 1-2 農振除外の 6 要件についてをご覧ください。農用地区域からの除外とは、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う変更であり、農振法の規定をすべて満たした場合に限り変更することができます。

1 農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。2 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。3 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集落に支障を及ぼすおそれがないこと。5 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。6 農業生産基盤整備事業完了後 8 年を経過していること。

今回、申し出がございました案件に関しましては、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

最後に農用地の編入について説明をしますので、再度、資料 1 をご覧ください。今回、農用地の編入が 1 件ございまして、20 番の栄地区、五祝町になります。土地改良の事業に利用することを目的として、編入の申し出がございました。

議案説明は以上でございます。なお、上記 20 件につきましては、事前に地区の農業委員会からご承認をいただいております。ご審議の程よろしくお願いいたします。議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

ちょっと確認させてください。山林、宅地も除外の対象になるのですか。

事務局

農用地の中には、山林、宅地、雑種地も含まれています。農用地の範囲は、農地の地目から決められているのではなく、地図上の農地として使用されている土地を農用地としているからです。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。